

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第24回 議事録

日時：令和元年5月20日（月） 10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館2階西3共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻になりましたので、割賦販売小委員会の本年第5回目の会合を始めさせていただきたいと思えます。

本日、加毛委員、藤原委員が欠席でございます。

よって、本日は、委員9名がご出席ということで、定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、山本委員長、本日の進行をお願いいたします。

○山本委員長 それでは、本日の議題に入りたいと思えます。本日は、中間整理のとりまとめに向けた最終回となりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議題といたしましては、今ご紹介いたしましたように、中間整理についての討議となつてございまして、まずは事務局から中間整理案のご説明をお願いしたいと思えます。その後、この事務局説明を踏まえまして、委員の皆様より御意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、事務局資料につきまして、正田取引監督課長よりご説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 資料2でございます。委員の皆様方には既にご覧いただいているところであると思えますので、ポイントだけ簡単にご説明いたします。

3ページ目、「はじめに」ということで趣旨を書かせていただいております、そこから、4ページから5ページにかけて、前回の改正から今回の議論に至る過程というものを記載させていただいております。ここは渡辺委員からもご指摘ございましたので、これまでも、技術革新、あるいは性能規定といったところについて議論がなされてきていて、その延長線上に今回の議論があることを記述するとともに、平成28年改正についても可能な範囲でレビューさせていただいているということでございます。

また、6ページにまいりまして、その後の技術革新の状況を踏まえまして、今後の規制のあり方ということで、下のほうに（2）で書かせていただいております。

7ページ目にかけてですけれども、技術革新がある中でより質の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護を実現していく。このためには柔軟な規制の枠組み

が求められるのではないか。その中で事業者の創意工夫やイノベーションということを通じまして、安心・安全な取引環境を構築していくということを書かせていただいております。

また、そこから、9ページですが、リスクベース・アプローチということ、1つ目の議題でございます。ただ、ここにつきましては、整理といたしまして、下のほう、ちょっと細かい字で恐縮です。注4ですが、これは委員の方からもご指摘いただいたところですが、頭の整理の仕方として、こう考えられるのではないかとということで、金融決済を機能別・リスク別にみるという考え方が、今の業の垣根を超えた決済サービス主体が出現する中で必要なことになっている。そういった中で、機能別に考えれば、クレジットカード取引は決済＋与信ということになるわけですが、まず、この本説においては、同時に必要となるリスクのところについて考えていく。その際には、消費者リスクというものと事業者リスクというものがございしますが、割賦販売法が想定しているという保護法益を考えていきますと、とりあえずは消費者リスクというところを考えていくとしています。

このリスクベース・アプローチについては、元々、この第2章第1節、1.(1)で少額・低リスクサービスということを書かせていただいておりますが、これまでの審議会の議論でも、少額だから低リスクということではないのではないかとのご議論ございましたので、まず、現在出現している新たな少額サービスについて書かせていただきまして、次の10ページ、ちょっと上のところに「新たな少額サービスは」と書かれておりますが、少額の範囲であって、かつ、「また」というところですが、テクノロジーの進化により、リスク管理ができるようになったということで、この2つの合わせたものにつきまして少額・低リスクのサービスということで議論を進めたいという整理にしております。

その後、11ページです。下の(3)のところですが、リスクベース・アプローチを導入していく必要があるのではないかと書かせていただいた上で、12ページですが、あくまでも例ということではありますけれども、一つの考え方としてリスクベース・アプローチを割賦販売法に適用した場合の考え方というのを掲載させていただいております。

また、その下には、少し議論ございましたが、こうした取組をする場合のセーフティネット、あるいは13ページにまいりまして、少額・低リスクだからということだけではなくて、それ以外のサービス分野についてもリスクベース・アプローチの考え方が適用できるのではないかとということでございます。

14ページから与信審査における性能規定ということで、支払可能見込額調査、現行の制

度がどのようにできたかということ、改めて14ページの下のほう、点線枠のところを書かせていただいております。

この整理につきましては、15ページ、点線枠の最後のほうでございますけれども、議論といたしましては、当時、訪問販売、次々販売、こういったところが非常に問題になりまして、個別信用購入あっせん分野、この当時は個品とっておりましたが、この分野について支払可能見込額調査のところ、特に必要ではないかという議論があって、その中で、立法過程の中で包括も含めてこの支払可能見込額調査がつけられたわけでございますが、ただ、現在の状況はその状況にとどまらず、テクノロジーの進化という中で、消費者保護をめぐる状況も踏まえて、技術革新の中でどのように考えるかという、ある意味で平成20年からの環境変化に応じてどう考えるかというのが今回の検討過程であるということでございます。

16ページから現在の技術状況ということで、さまざまな技術データに基づく与信審査手法が出てきているということ、述べさせていただいております、18ページのところでは、割賦販売法において性能規定の考え方を導入して、柔軟な規制の枠組みとすべきではないかということ、述べさせていただいております。

19ページですが、「基本的な考え方」ということで、画一的な規制によらず、技術、データを用いて、これと同等な与信ができるという場合には、これを従来の支払可能見込額調査に代えることとすべきではないかと記述しています。その場合、これはご指摘いただいたところですが、チェックをしっかりとやっていくということで、事前事後のチェックをやっていく。特に、性能規定の考え方によりますので、具体的に行政がこれとこれとこういうやり方をやりなさいということではなくて、その結果責任といたしますか、今回のところでは、延滞率、貸倒率というものが出てまいりましたが、こういったことを念頭に置きながら、この水準を一定に保つことによって、この事業者における措置が適正かどうか、定期的なレポートも含めましてみていくということでございます。

次のページにまいりまして、まず、指定信用情報機関の役割ということはしっかり説明させていただいております。この指定信用情報機関と信用情報の役割は今後の制度改正の中でも重要である。ただ、技術革新を初めといたしまして社会環境が変化している中では、そのあり方というのはきちんと対応していかなければならないということでございます。

20ページの②のところですが、「指定信用情報機関の信用情報の使用義務」ということで、ここではさまざま議論いただいたところですが、一旦、総じてご議論いただいた中では、

この支払可能見込額調査に代えて、技術・データによって与信審査をする場合には、一律の信用情報の使用義務を課さないということが考えられるのではないかとということです。

他方で、21ページの2パラグラフ目ですが、そういった場合にも、引き続きこの指定信用情報機関の信用情報というのは使用する必要があるのではないかとのご議論もいただいておりますので、ここはしっかり書かせていただいているところでございます。

21ページの下、登録義務のところですが、こちらについても22ページから考察しておりまして、結論といたしましては、少額・低リスクのサービスで、指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には登録義務を課さない。この一部の場合には登録義務を課さないのだけれども、それ以外の大宗の場合については、引き続きこの指定信用情報の重要性というものにも鑑みまして、登録を義務づけるということを維持するというような内容になっております。

これにつきましては、23ページ、いろいろな意見ございました。「また」というところで、点線枠終わったところですが、それ以外の方法によって一定金額の債務が積み重なった場合に登録するですとか、あるいは登録のあり方を見直すことによって対応できるのではないかと。その際、さらに指定信用情報機関のあり方というところにも言及をいただきました。そういったところを24ページのところでまとめさせていただいております、(4)ですが、これを一旦まとめますとこういった表になるわけですが、この最初の頭書きにもありますように、こうした制度見直しを考える場合にも、上記のような意見、これはさまざまな意見、今ご紹介したものですとか、あるいは注記になっているものもございましてけれども、そういった意見が出されたことをきちんと踏まえる必要があると書かせていただいております。

それから、24ページの下のところですが、さらに検討を加える場合にも、引き続き使用登録義務を課すべきであるという議論があり、こういったことを踏まえて整理する必要がある。それから、何らか措置をする場合にも、混乱が生じないように、段階的な実施ということ念頭に置かなければならないのではないかとということ記述させていただいております。

25ページから、「決済横断法制」ということで、25ページの一番下のところで、横断化するところについての意義、メリットを書かせていただいております。元々の委員会での資料から、ここでは加盟店のところにも焦点を当てる必要があるのではないかとということこれを付記させていただいております。

26ページからはさまざまなファクツがございまして、こちらはもうご説明するまでもないと思いますが、我が国における決済法制の仕組みと、それから、シンガポール、EUのようなところの例を書かせていただいております。

そういった意味で、ちょっと飛びまして30ページでございます。議論の経過というところで、少しポツが多いところでございますが、いろいろご意見いただきました。こういったところをしっかりと踏まえて、これから考えていかなければならない。

ただ、一番上の(6)の柱書きにあります、「総論としては、基本的に決済法制の横断化を指向するべきであるという多数の意見があった」という中で、次のページに繋がって、さまざまなアプローチの方法が考えられるわけでございますけれども、さらに、最終的には32ページのところで整理させていただいております。まず何より、内外環境を踏まえて法制的な横断論ということの具体的なあり方を検討を進めていくことが求められるのではないかと。

ただ、足元、そのために何もやらないかということをお考えますと、未来投資会議で求められておりますように、少額・低リスク分野、FinTech企業、こういったところの事業展開を円滑にするためのビジネス環境整備が必要ではないかということを書かせていただいております。

33ページからは「決済情報の利活用」ということでオープンAPIの話になります。こちらにつきましてはこの小委員会でも、キャッシュレス推進協議会での取組をご説明いただいたところですが、こういった取組、それから、さらなる取組、どのようなものがあるか、引き続き検討が必要ではないかということでもあります。

また、35ページからはRegTech・SupTechの話でございまして、こちらは平成30年度に経済産業省で検討会を行いました。こういった取組を引き続き進めていくということで、その際の留意事項として、36ページ、点線枠でございますが、何点か委員の方々からご指摘をいただきましたので、こういった意見をしっかりと踏まえながら、行政においても対応していく必要があるのではないかと書かせていただいております。

最後に37ページからですが、「時代の要請を受けた消費者保護の課題」ということで、まず「新成年への対応」です。これは対応状況を書かせていただいております。37ページの中盤でございますけれども、新成年への対応というのをさらに充実していくことが必要ではないかと書かせていただいております。

また、38ページにおきましては、「取引条件の表示や書面の交付等の電子化」ということ

で、まず平成28年に、加盟店に対して書面交付の義務ではなく、情報提供の義務として、電子的な方法であっても、これを認め、ただ、書面によって交付をしてほしいという要請があった場合には書面で交付すると、こういう体系にした背景を書かせていただいております。

そうした中で、次の39ページですが、「見直しの方向性」といたしまして、まず①という真ん中のあたりですが、スマートフォン、それからパソコン完結型のサービスについては、この意味はどういうことかというご議論、いろいろいただきましたが、留意すべき点がありますが、完全電子化という方向を指向してはどうかということが書かれております。

また、40ページの②で、スマートフォン・パソコン完結型以外のサービスの場合においても、加盟店の場合に、平成28年法改正で改正したような書面交付義務の見直しを考えてはどうかということを書かせていただいております。

あとは「おわりに」ということをございますので、このような内容が、今回の一旦の議論を集約するとこのように考えられるのではないかとということをございます。

○山本委員長　ご説明、どうもありがとうございました。

ここからは討議の時間としたいと思います。中間整理案に関しまして、各委員よりご意見を頂戴できればと思います。ご発言の通告は、挙手、あるいはネームプレートを立てる仕方をお願いできればと思います。それでは、よろしく願いいたします。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員　まず、今回の中間整理、この間の小委員会での議論や途中で個別に意見メモを提出したことについていろいろ反映していただき、特に「見直しの方向性」の24ページで、さらに慎重な配慮もしながら検討するという形でとりまとめていただいた、まさに中間整理として慎重な検討を進めるというふうにしていただいた点は評価したいと思っております。

(事務局より池本委員資料配付)

今、資料3として紙でお配りいただいた、昨日、直前にお送りしたので、データ面ではまだ反映できていないものを、本当に申しわけありませんでした。

2点あります。決済横断法制のことはまた後でお話ししますが、その中のまず1番は、中間整理でいうと20ページ目で、指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関しての記述であります。その中で、信用情報を使用する義務の意味づけについて、「あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み（計算式）を用いて支払可能な能力・額を算定する場合に必

要となる情報（クレジット債務等）を参照する義務である」と記述されております。これに対しては脚注で違う意見も紹介していただいているのですが、この基本の理解の仕方についてはやはり、平成20年改正でのこの審議の際の議論からするとちょっと理解としては狭過ぎるのではないかということ指摘させていただきます。

それは意見メモの中ほどに引用しておきましたが、平成19年12月10日付の報告書においては、割賦販売法38条、従来の規定は、信用情報機関の利用については努力義務として定めているけれども、過剰与信防止の実効性に欠けていると。そこで支払能力を調査して過剰与信を防止することを義務づける。支払能力の調査に当たって信用情報機関を利用すること、あるいは信用情報機関への登録の義務づけを図る必要があるのだと記述されているわけですが、この報告書の中では、支払可能見込額調査という画一的な審査方法を採用するという事は決まっておりました。ということは、どういう調査方法かは限定することなく、まずは信用情報の登録と利用ということを業界全体で義務づけて過剰与信を防止しようという大きな方向性が決まっていたはずで。

今回の先ほどの中間整理では、そこが、支払可能見込額を使わないのであれば、信用情報を使用する必要もない。したがって、義務もなくてよいのではないかというのを中核としての理由づけとされていますが、ここはやはり記述を見直していただく必要があるのではないか。全体の技術革新とかさまざまな問題で、どの範囲をどう見直すかという議論が必要であるということは一定理解しているつもりですが、ここの根本の理解のところについてはやはり不正確ではないかと思えます。特にこの点は、平成20年の審議における議論との整合性に係るところですので、見直していただきたいと思えます。これがまず意見の1点です。

もう一点、12ページに戻ります。これはリスクベース・アプローチを適用した場合に見直し課題ということで出ているのですが、クレジットカード番号の適切管理に関して、「少額・低リスクのサービスの場合、事業環境等を踏まえつつ、そのリスクに応じた適切管理のあり方とすることを検討しうるのではないか」と書いてあります。少額・低リスクの場合には、カード番号情報の適切管理も一定程度緩和する余地があるのではないかという趣旨のように読めるわけですが、この大前提の理解として、カードの利用限度額の性質は一体今どのように理解すればよいのかということについて、私自身、再確認が必要です。

といいますのが、これは質問として書いておいたのですが、従来、私の理解では、利用限度額を超えて利用、あるいは不正利用することは不可能な仕組みになっているのではな

い。利用限度を超えて利用した場合に、カード会社はその利用の制限を加えることができるという、あくまでも事業者側の与信管理上の目安であると。したがって、漏えいした情報を、その不正利用の仕方によっては、巧妙に使いえば30万の枠を超えて、100万とかそれ以上、不正利用されるおそれがあるのだと、こう理解しておりました。

今回、少額・低リスクサービスであればカード番号の適切管理も緩和し得るというのは、その後のほうの仕組みそのものが変わったというのであれば、それはむしろ安全・安心になるのですが、①のように、仕組みが変わったのであればよろしいのですが、②のように、与信管理上の目安にすぎないとすると、利用限度額が仮に5万、10万であっても、不正利用の場合にはやはり高額の利用ということになってしまうのではないかと考えますので、少額の与信サービスについて、少なくともカード番号の適切管理のことが緩和されるというのは結びつかないのではないかと。

このあたりは、まずはカード会社の方にこの利用限度額の意味についてご質問したいと思えますし、そのことを前提に、むしろこの12ページの記述は、この緩和の方向性がここで確認されたという意味なのか、この中間整理としての検討課題であるので、まだそこまでは踏み込んでいないという理解なのか、この点はむしろ事務局にお伺いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 本日は中間整理案の検討ということで、たくさんの項目について、また多くの委員からご意見を頂戴したいと思っております。ですので、進め方ないし時間管理が難しいところではありますが、池本委員からは特に資料を提出いただき、ただ今、2つの点についてご質問等が出されました。そこで、この後また、この事項についてほかの委員からもご意見があるかもわかりませんが、とりあえず、考え方の整理をこの段階でしておいたほうがよろしいであろうということで、まず事務局のほうから、この報告書の趣旨について、今の池本委員からのご指摘を受けて補足するところがありましたらご発言いただきたいと思えます。また、その後、クレジットカード会社に対するご質問もありましたので、もしお答えいただける方がいたら、ご発言いただければと思えます。

それでは、よろしくお願いします。

○正田商取引監督課長 ご質問、ご意見についてですが、1. の20ページの「指定信用情報機関の信用情報の使用義務」の関係記述についてです。これにつきましては、先生から今ご指摘があったような記述が実際に基本問題小委員会、20年改正を前提とした平成19

年の報告書にあるということは確かでございます。他方、先ほど申し上げましたように、2点ございますが、1点は、資料の15ページでも書かせていただいておりますが、点線四角の最後のところですが、「このように」という点があります。平成20年時点での状況というのはあるわけですが、これを現在の、特にテクノロジーの進化、それから消費者保護を巡る状況、こういったものを踏まえて、この一旦整理したものをどのように考えていくかというのが今回の検討ということで、いかにその社会変化を踏まえて制度設計を考えていくかということでございます。

特にもう一点、法制上の整理といたしましては、若干の繰り返し感が出て恐縮ですが、20ページのところです。ちょっと小さい文字で恐縮ですが、注釈の13というところで書いております。割賦販売法の第30条の2第3項においては、包括信用購入あっせん業者は、第1項本文の規定による調査、これは支払可能見込額調査のことをいいますけれども、これを行うときは指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならないという法制上の整理になっておりまして、先生のご意見では、ご意見、1ページ目のところで、下のほうですが、この報告書の段階では、確かに報告書の中ではこういうことになっていたという点はあるかと思っておりますけれども、他方で、法制上の整理をその後された中で、あくまでも支払可能見込額調査を行うときに使用しなければならないという整理になっております。

他方、先ほど申し上げましたとおり、こういった規定をした平成20年時点の整理が現在の技術環境、消費者保護の状況に照らしてどうかということをご議論いただいているという認識でございます。

それから、ご意見、ご質問の2ページ目、2.のところですが、1つは質問というところでクレジットカード会社さんにご質問でございますので、こちらはクレジット会社さんからお答えいただければと思っておりますが、最後に「その他、12頁には」とありますが、このところの理解といたしましては、あくまでも11ページの最後のところに「例えば」と書かれておりまして、完全にこの方向でということではないのですけれども、例えばそれぞれ次のようなことが考えられ、今後これらを含めということになっておりまして、そういったことも含めて制度のあり方というのを考えていってはどうかということでもあります。

ただ、他方で、今回、総じて皆様方からリスクベース・アプローチの考え方を導入するというご理解、共通認識をいただいたところではあるかと思っておりますので、その方向に向けて制度のあり方を検討する際に一つの方向性、例といたしまして書かせて

いただいているという整理でございます。

以上でございます。

○山本委員長　それでは、次に島貫様から。

○島貫氏　それでは、事業者の立場から、利用限度額のご質問についてご回答させていただきます。

クレジットカードを利用する際には、加盟店を起点といたしまして、イシューに信用照会、いわゆるオーソリゼーションというを行います。これはカードの有効性と、それから利用限度額内の取引であるということを確認する行為であります。

今、クレジットカードの取引、ほとんどオンラインでオーソリゼーション行われるケースが大半の取引を占めておりまして、この場合は、利用限度額を超えての利用はできません。

ただしでございますけれども、イシューによっては、これは弊社のほうも含むのでございますけれども、アクセプタンスを確保し、利用者や加盟店様の利便性を考慮いたしまして、利用限度額に若干のバッファを設けております。従いまして、厳密に申し上げますと、利用限度額を若干超えての利用というのは可能だということでございます。

一方、オーソリゼーションを事前に行ったり、あるいはオフラインで行うというケースがままございます。この場合は利用限度額を取引の都度確認しておりませんので、限度額を超えてしまうということは発生いたします。

例えば事前のオーソリということであれば、例として一番わかりやすいのは、セルフ方式のガソリンスタンドの給油でございます。これは給油前にまずカードの有効性をオンラインで確認いただいて、それから給油をしていただいて、給油すると金額確定しますので、この確定した金額の売り上げを送ってくると、こういうことになります。したがって、金額のオーソリはとっていないわけですね。ただ、カードの有効性は確保しているということでございます。ただ、この手のオペレーションは極めてまれですので、これは本当に特殊な例だにご理解いただければと思います。

もう一つは、オフラインのオーソリの代表例といたしましては、毎月の公共料金、あるいは保険料の支払いといったようなパターンがございます。これはカードでお支払いいただく場合は、クレジットカード、登録いただくわけですが、この際に信用照会、オーソリゼーションをやっていただきます。ここでカードが有効であれば、カードを登録いただきまして、毎月の支払いは、カードの利用限度額をチェックするわけではなくて、売り上げ

だけ毎月来るということになりますので、この場合は利用限度額を超えてしまったり、あるいは、極端な例でいきますと、カードが一時的に無効になっても利用できてしまうというパターンがございます。

ただ、こうしたものは全体の取引からみると非常にウエートとしては小さいとご理解いただければと思います。ただ、こういった仕組みを逆手にとったような悪用というのはまれには発生いたしますので、そういった意味では、先生のご指摘というのはゼロではないということでございます。

ただ、これは弊社の場合でございますけれども、利用限度額を大幅に超えた売上げが飛んできた場合は、これはモニターしておりますので、これについてはアラームを出して、事業者や、あるいは消費者の方に連絡をとると、こういうオペレーションがございますので、全体的にはかなり、悪用というのではないのではないかと考えています。

ただ、こういったものは利用限度額が大きいから小さいからといって仕組みを変えているわけではございませんので、カードの仕組み全体でこういうオペレーションをしているという理解でお願いしたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○池本委員 (首肯)

○山本委員長 それでは次に、二村委員からお願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。まず私の意見を申し上げる前に、今の議論のところでちょっと前提がすっ飛んでいるかと思えます。恐らく島貫さんおっしゃっているのは、マンスリークリアも含めたカードの利用可能額の話。池本先生がおっしゃっている、利用限度額を超えているのではないかと。基本的にはマンスリークリアのはずで、割賦販売法上の極度額といわれているものと別の話だと思います。不正利用などを行うものについては、わざわざ分割、リボなどは選択せずにマンスリーで使ってしまえばそれで済む話ですが、マンスリーのほうが枠ははるかに大きいので、その利用限度額を超えるということは、そのアクセプタンスのルールもあくまでもマンスリークリアの利用可能枠の話であると認識しております。少なくとも私が相談を受けるときには極度額を超えてはいけないということベースとしてお伝えはしております。

その上で、全体としての意見でございますが、まず大きな方向性全体の中身としては賛同いたします。幾つかご指摘申し上げたい点、まず第一に性能規定の考え方ですが、これも技術的な問題その他を考えますと、今後の方向性として当然というか、不可避であろう

と思っております。その一方で、本来行政法規的なところで行政権限を縛るということが、法によって行政権限を縛っていくというのが行政統制のあり方であったはずで、性能規定の考え方というのは、その意味でいうとかなり裁量の幅を大きく広げるという可能性をもっているわけですね。行政統制の仕組みとしては少し劣る部分が出てくるかと思えます。

その点で、恣意性をなるべく排除するために、どのような指標で事前、あるいは事後チェックするのか、ここをきちっと積み上げていかないと、執行する側にとっても大変でしょうけれども、受ける側にとってもかえって萎縮的効果を生みかねない。せっかく性能規定を入れたのに、自由闊達なビジネスではなくて、萎縮させてしまうということになりかねない。だから、ここはまず第一に、今後の制度設計をするときに十分注意しなければいけない部分だと思っております。

2点目、この点に関連して、事業者も性能規定が、ひっかけるためではなく、ビジネスを前に進めていくためのものとして自社のビジネスを十分理解し、これは性能規定に適合しているのだというのを説明できるようにビジネスを運営すべきだろう。そこが不十分、自分のビジネスを十分わからず、ただほかの人をまねしていますというのでは今後は通じなくなる。そういう意味では、コンペティティブな環境で、少なくとも自分のアドバンテージは何かというのを十分理解して前に進んでいくということが非常に重要になる。さらに、規制の中でいうと、事業者と規制当局とのよい対話というのも非常に不可欠になるかと思えます。

その点でも、事業者、行政はもちろんですが、事業者団体の役割というのも非常に大きいと認識しております。事業者団体がビジネスの中身を十分理解して、的確に発信できるということが整理されないといけない。これがまず意見でございます。

それから、全体としての最後のまとめに触れていただいているのですが、割賦販売法制定が昭和36年です。そこから何回も改正はやってきていますが、実に前のオリンピックのさらに前にできているわけですね。これだけの歴史があって、その中には、制定当初から全くといっていいほど手をつけられていない条項もあつたりするわけです。部分部分の見直しはやっていますが、この技術革新の中で全体としてこの割賦販売法の規制体系が整合する状態であるかどうかというものを通しでみているというのが余り私の認識ではないのですね。そういう意味で、大きな全体としての見直しというのをそろそろやる必要があるのかなと思っております。

3点目、リスクベースの考え方のところでございますが、何回か申し上げておりますけ

れども、低額であるイコール、リスクが低いとは必ずしもいいがたい。期間の長短というのもファクターに入ってくるということは何回か申し上げているかと思います。

特にリボ払いのように、手数料だけ払って、クレジットの場合には元本とはなかなか合わないのですが、元本相当の部分の支払いが先延べされていくというときには、事業者としては無理な与信をしても、最終的に手数料をずうっととっていくと貸し倒れのリスクをカバーしていくということがあり得るわけですね。それと、ショートタームのものとはやはり性質が違ってくる。こういう部分をリスク判定の中には織り込むべきだと思っております。

これと関連して、先ほど池本先生から、平成19年の段階の委員会報告についてご指摘いただいているのですが、この当時の割賦販売法は、ご記憶だとは思いますが、2月以上、3回以上を規制対象にしておりました。現在は2月超を全て規制対象にしています。誘引性の観点、あるいは過剰債務のリスクの観点というところをみていったときに、2月が3月になったときに、そこまで大きな差があるか、理解しづらいかという観点。2月については、今でも割賦販売法は対象にしていない。したがって、信用情報も使う義務もなければ、それについて登録する義務も課していません。これと、3月の場合にそこまで大きく差異が出るのかというのはまた別の話だと思っております。

そういう意味で、割賦販売法の中でも金額が低くて、なおかつ期間がまだ相対的には短い、分割等の支払い方法を入れてこないというような形でグラデーションがあるのではないかと。そのグラデーションをばさっと今、2月超か、それ以下かで切り取ってしまっているがゆえにいろいろ問題が起きているのではないかと思っております。

すみません。時間いただいておりますが、あと2点だけ。

RegTech・SupTechなるものも含めて、データの利活用というものが非常に重要になりますが、このためにはデータ規格の統一というのが重要だと思っております。これができるのは行政だけだと認識しております。その点で、データ規格の統一ということがこの報告書案の中に触れられていないのは少し残念かなあと思っております。

最後、国際ブランドの関係です。クレジットカードを含めて、国際ブランドとの関係を抜きにして語れません。あとがきのところで少し国際ブランドについて触れていただいておりますが、支払い停止の抗弁をどうみるのか、それとチャージバックの関係をどうするのかなども含めて、国際ブランドのルールを正確に把握しないと的確なルールづくりはできないと思っております。このあたりも十分検討課題として視野に入れていくべきだと思

ております。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。確認ですが、途中でいわれたリスクベース・アプローチの関係で、リボと分割も区別すべきと、そういうご指摘でしたでしょうか。

○二村委員 基本的には、低リスクとして切り取るときに、支払い期間の長短という要素が非常に重要な要素になるであろうと。特にリボの場合には、その支払いコースの設定によって長期化しやすいというところがあるので、単純に低リスクとは言い辛いのではないかとこのことを申し上げただけです。

○山本委員長 ありがとうございます。わかりました。

それでは、次に岩下委員、お願いします。

○岩下委員 どうもありがとうございます。今回示されました中間整理案につきまして、私も全体的な方向性を賛成させていただきます。その上で、これまでの池本先生、二村先生のコメント等も踏まえつつ、若干の考えることを申し上げたいと思います。

先ほどの事務局のご説明の中で、割賦販売法の立法の趣旨であるとか、法の目的上、事業リスクと個人リスクがあるけれども、個人のリスクのほうに着目して議論するのであるというお話がありました。確かに割賦販売法の1条には、その購入者等が受けることになる損害の防止という言葉がかなり強く書かれているかと思えます。かたがた、「割賦販売等に係る取引の健全な発展」であるとか「国民経済の発展」といった言葉も書かれているわけですので、割賦販売法は必ずしも購入者が受けることになる損害の防止のみを目的としたものではないのであろうと私は理解しております。

今回の議論を全体として拝見しておりますと、消費者がこの割賦販売、とりわけリボ、分割の不正な、あるいは不適切な利用、過剰な債務を発生させることによって消費者が不利益をこうむるということについて大きく警戒するというのが今回の議論の主たるターゲットであったように思います。ただ、それは今現実に脅威でしょうか。

例えば宮部みゆきの『火車』という小説があります。この中で、前日弁連会長であった宇都宮健児先生が語ったといわれる部分が、溝口弁護士という登場人物の発言として、現在の消費者信用制度には問題がありますということを縷々語るシーンがあります。このシーンの表現は鬼気迫るものなわけですが、私は中でも気になっていたのは、多重債務に陥ってしまった人が、「私、幸せになりたかっただけなんです」といいながら、なぜか多重債務に陥ってしまい、大変不幸になってしまった。こういうことをなくすべきであるという

ことですね。その小説の中の言葉としてしきりに書かれている。実際、その後さまざまな消費者保護の活動の中でそういうことが実施されてきたということで、改善が大いに図られたと思うのですね。

ところで、既にもう貸金業法は改正されました。さまざまな過剰な与信についての啓発が行われています。かたがた、例えばクレジットカードを使う場合にはくれぐれもリボ払いを使わないようにというような、いわゆる金銭教育というのでしょうか、それも頻繁に行われているようであります。

これらのことを考えると、現時点で、例えばリボ払いにしてしまったから、分割の扱いにしてしまったから、結果として消費者が大きな債務を抱えてしまうという問題に実際に陥っているのだろうかというのは、その上限額が通常のマンスリークリアとは別に低く抑えられているということも含めて、私にはちょっとピンと来ないのですね。

その部分について守るのが消費者保護なのか、それとも、もっと全体として、消費者が直面している与信というのは、たくさんの業態、たくさんのところからあります。現に、たしか宇都宮弁護士さんは闇金の対策についても大変努力していらっしゃると思いますが、そういう規制の対象外になっているような人たちからお金を借りて、結果として悲惨な目に遭っているという話が、これはむしろ警察マターの話だと思いますけれども、現に存在するようであります。

そういう問題があるにもかかわらず、何となく、庭先というところちょっと怒られてしまうかもしれませんけれども、この割賦法の対象としている部分において、消費者の多重債務がなくなるようにするためにはどうすればいいか、あるいは、そこに新たな多重債務問題が起きないかどうかということをしごく気にされているのですけれども、10万円以下の少額の取引について、今回、24ページで大変画期的な方向性が私は示されたと思いますけれども、こういう方向で、ある意味での自由化を進めていくことが当然に時代の変化によって必要とされることだと思います。かつては割賦販売法に特化した対策が必要であったかもしれないし、それが有効性をもった時期はあったのだと思いますが、今、具体的にどんな消費者がどのような被害を受けているからどういう保護をするべきであるということを考えるべきではないかと思います。

よく、こういう制度を変更しますと、この制度を変更したことによって多重債務者が増えたとか増えないかチェックするということをおっしゃる方がいらっしゃいます。それはいいのですが、他の条件も変わっているので、多重債務者は増えるかもしれません、

減るかもしれません。ただ、この変更によって増えたか減ったかなんていうことはわからないわけですね。今もし何も変化を加える必要もないのであればいいのですが、今の消費者の実態からみて、具体的にどのように多重債務が発生して、それがどの制度が悪かったからなのかということ立証する責任というのは、規制をすべきと主張する側に私はあるのだと思います。

その意味で、現段階の規制というものは、いわば前例踏襲で、そのまま残っている分はしようがないという形でやや受け入れている部分はあります。他方、例えば欧州のPSD2でありますとか、さまざまな世界的な決済回りのルールの変更というのが行われています。インターネットが変えた大きな変革によって、決済そのものが大きく変わったということだと理解しています。

前回の本委員会の最後に、銀行法ではAPI接続を努力義務化したけれども、割販法では努力義務化していないのだから、クレジットカード業界は必ずしも対応する必要はないのではないかと受け取れるような発言を私は聞きまして、やや耳を疑ったわけですが、少なくともPSD2においては、クレジットカードとその他銀行の取引というのは、欧州では当然どちらも銀行がやっていることですので、差はないわけですね。

かたがた、日本の国内においても、例えばキャッシュレスに向けての未来投資会議の報告等において何が要請されているかというところ、そういうことに対する抜本的な見直しを要請されている。そのレベルでAPI接続が必要だとされているのは、これは実は同じレベルです。銀行に対して必要だとされていたのが日本再興戦略2016だったと思いますけれども、それに対して未来投資戦略の2017でクレジットカードにも必要だとされたわけで、その要請のレベルは同じなわけですから、イノベーションをしなくてはいけないということについても、改めてこの場で主張させていただきます。

私からは以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。ほかにご発言ございますか。

沢田委員、お願いします。

○沢田委員　　ありがとうございます。全体としての感想を2点と、些細な話ですが追記をお願いできればと思う点を2点ほど申し上げたいと思います。

全体としては、この1つ前にお示しいただいた原案はちょっと結論を急ぎ過ぎみたいな印象もあったのですが、今回いただいたものは、「おわりに」も記載されて、変化への対応はずっと必要なもので、今後も丁寧な検討を続けていくというトーンが出てきましたので、

良かったなと思います。

特に過去の検討経緯を踏まえた上で、長期的に何が必要かということをちゃんと見据えた上でできるところからやっていくというアプローチが重要だと思います。その意味では、14ページ、15ページあたりの本文に、前回改正時の割賦販売小委員会の議論を脚注から移していただいたのは良かったと思います。

与信審査に関する規制を性能規定化するというのは、前回の改正時の議論からみると、別に少額に限らず、包括信用購入あっせん全体を対象にするのが自然な流れだと思います。長期的なゴールとして、それをきちんと掲げた上で、24ページに書いていただいたように、少額のところから段階的に実施して、二村先生ご指摘のように、行政側も非常に難しい対応を迫られると思いますので、段階的に実現していくというアプローチがいいのではないかと思いますというのが感想の1点です。

2点目は、ずっともやもやしていたのですけれども、リスクの問題ですね。「少額」と「低リスク」の関係をある程度整理していただいたので、それも良かったと思います。欲を言えば、これも二村先生のご指摘ですけれども、「期間」とリスクの関係にもう少し焦点を当てて取り上げていただきたかったというのがあります。これはちょっと今さらのお話なので、今回は難しいと思いますけれども、それが感想の2点目です。

もし可能であればということで追記をご検討いただきたい点です。19ページの脚注に、自分でスコアリングできない事業者さんもいらっしゃるの、スコアリング結果を共有とか、提供してほしいという御意見があったと追記されていまして、もしも事業者の枠を超えたスコアリング結果の提供とか共有とかいう話になるのであれば、消費者のプライバシー保護という観点にも留意する必要があるという意見を追記していただきたいと思いました。

もう一点は、「おわりに」の41ページのあたりです。この報告書全体として、加盟店の視点が余り入っていないことを若干疑問に思っておりました。支払い手段を多様化するメリットを享受しているのは消費者だけではないので、「販売事業者の取引機会の拡大を通じて」というのを、「経済が発展した」の前ぐらいのところに入れていただけたらうれしいと思った次第であります。

以上が追記をご検討いただきたい点ですが、ついでに、加盟店の視点ということであると、今回のテーマと外れるので余談としてお聞きいただければと思いますが、加盟店から見ると後払いというのは問題も大きくて、払ってくれないケースがやはりあるわけですね。

23ページあたりに、少額のサービスで支払い忘れが多いというのがありますが、本当にそうなのでしょうか。最近のニュースでも、成人式で借りた袴を返さない若者という話が出ていまして、わざと忘れていないのではないかという、若者の倫理観をどこまで信用しているかという危惧も若干あります。若者でなくても、通販・ECの大きな課題の一つは、後払いにしたときに踏み倒す消費者が一定割合必ずいて、ブラックリスト共有のニーズもあるということです。後払い決済のサービスを提供する事業者がそのリスクを負担してくれる例も増えていて、それは非常にありがたい話ですが、一方で、それによって加盟店手数料が上がるのか、プライバシー保護の観点で若干懸念があるビジネスもあったりして、本日の話とは全然関係ないのですけれども、別の課題として一言追加させていただきました。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございます。

議論をファシリテイトする趣旨で、申し上げるのですが、今回の中間整理にすぐは盛り込めないと思いますけれども、低リスクという問題について、安いものについては裾切りするという考え方は法的に一般的にはあるのです。たとえば、EUの消費者信用指令では、3カ月以内の与信期間のものとして、200ユーロ未満の与信については、一切のルールが適用除外です。

ただ、今回議論されているのはそういうことでなくて、10万円というところが200ユーロとはちょっと違うということと、極度10万円以下の与信について過剰与信の考え方を別に取り下げるというわけでなくて、より高度な、精緻な与信審査の手法が発展したことを踏まえて、杓子定規になっている規律をより柔軟化するという話なのですね。

そういうことで、非常に独特の日本的な工夫をしようとしているということではないのか。そういうリスクベース・アプローチのあり方をどう考えるかという問題が一つ。それから、過剰与信規制以外の規律についてリスクベース・アプローチにより一体何が出てくるのか。これは先ほど池本委員からカード番号管理のお話がありました。ここはこの委員会でまだ余り議論していませんので、また今後、この中間整理の後、多分議論をもっと深めていかなければいけないところではないかと一応理解してございますということをちょっと申し上げたいと思います。ほかにご発言いただけますか。

田中委員、お願いします。

○田中委員　私もおおむね、全体の方向性としてはこの方向性でよいのではないかと思

っています。

1点だけ指摘させていただきますと、二村委員のご発言にもありましたが、これは性能規定とかリスクベースの考え方を入れていくという中で、どういった形で審査していったり検査していったりするののかというところは、当然これからの詳細な議論ということになると思いますが、それ次第では、二村先生からは萎縮という言葉がありましたが、これまで議論になっていたところでいうと、逆に審査の過程が複雑化したり、煩雑になったり、よりコストがかかったりとかいうことも当然考えられるわけで、その点についてより具体的に検討する中できちんと考えていただきたいと思っています。

23ページぐらいにありましたが、指定信用機関の加入の手続のところ一文入っていますけれども、その中に「監督当局とともに」という言葉が入っているのは非常に重要な点だと思っております、当局、それから関係者、この指定信用機関の加入だけではなくて、これからも、性能規定の部分も含めて、当局と各事業者、関係者がそれぞれきちんと意見を出し合って業務を改めてつくっていくということが非常に重要だと思っております。その中で、RegTech・SupTechとかAPIとかいうことが十分に活用されるということが必要だと思っておりますというコメントだけさせていただきます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかにご発言。

柳川委員、お願いします。

○柳川委員 全体としては今回まとめていただいた方向性で非常にいいのではないかと考えておりますが、やはり技術革新が大きく進んでいて、10年、20年前の状況とはかなり変わってきている中で、その時代に合った規制と制度のあり方をつくっていくことはとても重要なことで、そのことは、1つは、利便性が高まる方策がいろいろ出てきていることと、もう一つは、リスクを適切にコントロールする技術的な手段が出てきているということなので、この2つをやはりうまく取り込んでいくということが、消費者、あるいは事業者、両方にとって非常に重要なことなので、その方向性が出てきているのは非常にいいことだと思っております。

気になっておりましたのは、先ほど山本座長のほうからお話があったリスク、低リスクというところでございまして、ここの整理と深掘りがもう少し、今回、報告書でということではなくて、必要なことなのかなと思っております。通常、事業者リスクで考えると、先ほど損切りという話がありましたけれども、例えば一個一個の貸し倒れが出てきても、それを問題にするわけではないので、トータルなところで利益が出るだけのリターンが出

てきていればそのバランスがとれるということで、一個一個で貸し倒れが絶対発生しないようにするというのは事業者としては得策な話ではないわけですね。

そういう意味でのリスクマネジメントというのがあり、その中でどの程度の低リスクを許容していくかというのは事業者のビジネスモデルとしてあるので、もちろんそれがあ程度課題になるのであれば規制するという話がありますけれども、一個一個の問題をかなり大きく捉えるわけではないと。

ただし、これが個人のリスクだという話になって、多重債務の話だということになると、必ずしも平均的にみれば損をしないからということでもいいのかということがあり、今までの歴史もそういうところをかなり注意してみてこられたということだろうと思います。ただ、そここのところで一体どういうアプローチをするのか、そのときの低リスクって一体どういう意味なのかということやはり少し考える必要があるのだろうと思います。

そのときには、これは岩下先生からもちょっとあったと思いますけれども、今、横断法制がいろいろ出てきている中では、かなりさまざまな金融サービスが同時並行的にいろんなことが起こっていて、消費者の側も使っているということでいくと、この割賦販売の分野だけのところをみて、多重債務の問題であったり、あるいは消費者の保護の問題を考えていいのかという課題はやはり出てくると思うのですね。今まではいろいろ、かなり技術が違ったので、あるいは利用の仕方が違ったので、ここだけみればよかった、あるいはここだけみるしかなかったという面はあったと思うのですけれども、ここはやはり横断的にみていかないと、ここで問題起きてなければいいやというわけにはいかないだろうと思いますし、逆に、ここで問題が起きてないことでほかが大きな問題が起きてるとやはりここは考えなければいけないし、あるいは全体の中でうまく金融が回っていかないことも防がなければいけないという、ここはやはり1つ考えなければいけないポイントだろうと思います。

それからもう一つは、性能の話とか見ていくときに、これも山本先生おっしゃったことですが、絶対、例えば消費者が問題を起こさないようにする、かなり極端な人が絶対起こさないようにするようなルールでいいのかどうかということもゼロリスクではなくて低リスクというところまでいくと、この線引きは少し考えなければいけないだろうと思います。なので、ここあたりの低リスクをどう考えるのかという話はかなり重要なポイントですし、ここは10万の範囲という話と、もうちょっと幅広くという話は同じように低リスクという言葉で、書きぶりは大分変えていただいているのはよくわかるのですけれ

ども、このあたりはもう少し深掘りが必要だし、そんなところで、冒頭申し上げたような、技術をうまく使って利便性とリスクをコントロールするというのがきちっと出るような形で深掘りしていく必要があるかなと思っております。

○山本委員長　　ありがとうございました。

　　続きまして、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員　　報告書の単なる文言に関する確認を1つと、それから、ちょっと報告書とのかかわりは薄いのですが、2つ発言させていただければと思います。

　　1つの、報告書の文言のほうにつきましては、4ページでしたでしょうか、【図1】で「平成28年改正の概要」をまとめてくださっております。その中の2.で「加盟店管理の強化」という文言がございますけれども、中身は、ここに書かれておりますとおり、加盟店の調査等ということですが、いきさつから申し上げますと、平成20年の改正の前の議論のときから、加盟店管理という言葉は意図的に避けてきたのではないかという記憶がございます。クレジット会社が加盟店を管理できるのかどうかという議論が長年あって、それを「加盟店調査等」という言葉で受けて、その後議論してきたということだったのではないかと。現在でも、他の省庁等の文書を拝見したりしますと、「加盟店管理」という言葉は出てくることはあるのですが、従来の意味での管理ということではなくて、これは見出しで「加盟店管理」とあるので、その中で「加盟店調査等」と説明を加えていらっしゃいますので、その前の意味でのクレジット会社が加盟店を管理するとか、管理権限がどうのとかいうような意味ではなくて、この調査等という意味で使っていらっしゃるのでよいでしょうかということを1つ確認させていただければと思います。

　　本来はこれは、前回も前々回もこの小委員会には私も参加させていただいておりましたので、もうちょっと早く指摘すればよかったのかもしれませんが、申しわけありません。

　　それから、この機会に2つばかり発言することを許していただければと思うのですが、本委員会の直接の課題から恐らく外れるだろうと思われることと、自分でも実はこれは勉強が進んでいないことなので確定的なことを申し上げることができなくて、ここでの感想めいたことというだけの発言にさせていただければということです。

　　2つございまして、いずれも、いわゆる決済横断法制というか、キャッシュ化に関することありますけれども、1つは、キャッシュ化が一番進んでいるといわれるスウェーデンで、昨年でしょうか、キャッシュ化に伴う社会的・経済的リスクを考えて、金融機関が

一定の現金を保有し、現金取引ができるという、このことを義務づける法案を検討しているということが報ぜられたように思います。これはちょっと自分で調べていなくて大変申しわけないですけれども、自然災害ですとか、電力供給網の障害ですとか、ハッキングですとか、技術的障害ですとかいうことによって電子決済ができなくなった場合に社会機能が完全に停止する機会を回避するということだったと思います。

これはこの場ではなくて、別途に決済横断法制等を議論する場でお考えいただくべきことではないかと思いますが、この小委員会では必ずしも明確に出てこなかった観点ではないかという気がいたしますので、ちょっと私の誤解があったら申しわけないですが、こういう点を1つ発言させていただければということです。

それからもう一つは、これは比較的最近だと思いますが、アメリカの幾つかの州でキャッシュレス決済のみを行う店舗を禁止するという、ちょっと州法か条例かわからないのですけれども、こういったものの動きが出てきていて、幾つかの記事等を拝見すると、フィラデルフィアでは2月にこの法案が通って、7月から施行されると。それから、幾つかの、ニュージャージーですとかニューヨーク、ワシントン、サンフランシスコ、シカゴ等でも検討中であるということが報じられているのをみました。

ちょっとみるとキャッシュレス化に逆行するようできょつとするのですけれども、中身をみると、見出しとは違ってそんなにセンセーショナルなものではございませんで、ただ、アメリカでは、いわゆるマイノリティ保護というか、低所得者ですとか移民の方々ですとか、銀行口座をもてない方が、これはアメリカの場合には口座管理料等を銀行がとるのが通常だということもあって、口座ができない人がいて、こういう方が現金で取引できないというのは、意図しているかいないかにかかわらず一種の差別につながるという、ディスクリミネーションだという書き方をしてありました。そういう観点から、現金取引の余地を残すという動きが1つあるということでした。

ただ、それも例外がたくさんありまして、ご案内の方も多いかと思いますが、例えば駐車場の支払いですとか、ホテルですとかレンタカーですとかいうものがキャッシュレスオンリーでよろしいということだし、例えば会員制のクラブと書かれていたと思いますが、コストコみたいなところでは、これはもうキャッシュレスオンリーでよろしいと。それから、野球場みたいなのところですが、アメリカでも例が挙げられていて、これは私が勤務している大学の所在地でありますけれども、仙台の野球場でも、今年の4月からスマートスタジアム構想というのを球団側がとって、野球場の中で飲み食いするときには現金

は使えなくなったということです。カードを使うか、あるいはプリペイドカードを配っていて、これを使うということになっていて、例外がたくさんあるということですが、要するに、アメリカでは、どうやら一つの動きとして、消費者保護というよりは、これは弱者保護といっていますので、人権の問題だろうと思います。人権の観点から、低所得者等のために、特に日用品ですとか食料品の購入については口座をもてない人のための現金取引の許容をするという一つの動きだろうと見受けました。

いずれも、この場での議論とは関連が薄いだろうと思いますけれども、どこかでキャッシュレスの横断法制等を議論する場に出てくる話だろうと思いますけれども、この小委員会でこんな話が出たぐらいのことはテイクノートしておいていただいてもよろしいのではないかと、そういう趣旨で発言させていただきました。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。最初のご指摘は、確かにおっしゃるように、加盟店管理、ある法主体が他の主体を管理するというような用語は、法概念としては意味不明であるということで、従来、この割販小委などでは避けてきたところですが、見出しにまだその表現が残っているということですので、少し検討させていただきます。ほかにご発言ございますか。

翁委員、お願いします。

○翁委員　　ありがとうございます。私も、この報告書全体の方向感については賛成です。私自身は、ちょっとコメントもしたのですが、今の金融の流れというのは、本当は機能別、横断的な方向にやはり考えていかなければいけない。だけれども、機能で切っていくとすれば、そこにはリスクのいろいろな違いがあるので、そこでリスクベースでやはり考えていくことも必要なのだという構成のほうが本当はわかりやすかったのではないかなと思っておりまして、先ほど柳川先生とかもご指摘あったのですが、決済の機能、決済と与信と両方組み合わさっているものですが、その中にそのようにこれから考えていかなければ、さまざまな新規参入や相互乗り入れでいろんなサービスが決済分野でも提供されるようになってきているけれども、そうだとするとどういうリスクがあるのかということ整理して、それでリスクベースというふうに入っていったほうが報告書全体としてはわかりやすかったのではないかという感じがいたします。

また、今回書いていただいたのですが、事業者にとっての信用リスクということと、それから、ここでは多重債務についての利用者保護をどう確保するかという2つのことを同じリスクベースという形で書いておられたのですが、少しそこを整理してというふ

うになったので多少読みやすくなったかなとは思っていますが、いずれにせよ、リスクと
いうのは何なのかということがやはりこれからどの議論をしていくにも大事になっていく
と思うので、その整理というのはきちんと今後もしていったほうがいいのではないかな
と思っています。

それから2つ目は、性能規定のところは、二村先生がおっしゃったことはとても私も重
要だと思っていて、当然これからは、それぞれの事業者が技術革新を活用して、最もよい
であろうと思われるようなリスク管理手法をやっていくということがより効果的である
ということでそういう方向を打ち出しているわけですが、恐らくすごくいろいろばら
つきも出てくると思いますし、その意味で、強制当局にとっては一層、どのように恣意性
を排除するかということ、二村先生もおっしゃいましたし、あと、RegTechに対してこち
らのスーパーバイザーとしてどうやって技術革新、それをより上回るようなチェックとい
うのですかね、ちゃんとやっているかということを確認できるような体制をつくっていく
ということはとても重要ではないかと思っているので、やはり監督当局の体制整備とい
うのもすごく大事になってくるのではないかと思っております。

それから、これからイノベーションがどんどん進んでいきますので、先ほど岩下さん
もおっしゃったのですけれども、オープンAPIをつないでいくというのは当然の動きで
ございますし、事業者団体がこれから、そういった意味ではより役割を果たしていただく
必要があると思っております。それから、どんどんサービスもクレジットカードとプリペ
イドカードの組み合わせとかいろいろな形で、恐らく経産省と金融庁と両方にまたがるよ
うないろんなビジネスモデルが出てくると思います。ですので、やはりそういった意味で全
体を見渡した形で規制改革をしていくことが重要だと思っております。

最後に、キャッシュレスの観点では、日本においてはクレジットカードというのは、今、
支払い手段としてはキャッシュレスで最も高いウエートになっておりますし、重要なキャ
ッシュレスの手段であるということ間違いのないのですが、高額所得者とか学歴の高い人
がどっちかというクレジットカードというのは日本でも活用する、そういった状況にな
っていると思います。ますますキャッシュレスを進めていくということであれば、今い
ったような課題を解決というか、緩和していくためにも、金融リテラシーというのをど
のように日本の国民全体に上げていくかということにますます意を払っていただいてやっ
ていくことが大事ではないかなと思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。翁先生からいただいた報告書全体の構

成ですね。御指摘は私もよくわかるのですが、個人的な理解ですけれども、当小委は割賦販売小委員会で、タイトルが「テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方」ということなので、まず最初に割賦販売法の話を挙げて、その後、総論が出てきていると。それと、当小委においては、数年前、既にリスクアプローチという考え方を内在的にもう議論しておりますので、そういう形で今回はこのような構成をとっているのではないかと思われま。翁先生のお考えでは、全体の総論が先にあったほうがわかりやすいということで、非常によくわかるのですが、そういう事情で今回こういうまとめになっているのかなと、一応個人的にはそう理解しているということでございます。ほかにご発言。

池本委員。

○池本委員 資料3で配付していただいた3番目の、これは理由づけは細々と書いてありますので、一から読み上げることは避けますが、決済横断法制を議論するというのは、クレジットだけではない、前払い、後払い、即時払い全体を含めたキャッシュレス決済の横断的法制ということであります。

そうなった場合に、理由の②に書いてありますように、前払いのプリペイド決済についても、これは条文は資金決済法21条の2に、前払式支払手段発行業者の苦情の適切処理義務というのが入っております。むしろ少し後で入ったものです。そうすると、2月を超える後払いには、割賦法にイシューもアクワイアラーも関連規定が入り、マンスリークリアだけ抜けているという問題があります。

このことに関しては、③にありますように、平成20年改正では2月を超えるものとマンスリークリアは性質が違うということで線引きをしたという経緯があります。ただ、これは書面交付義務とか抗弁接続とか、割賦法の全体の適用がありやなしやという定義規定の見直しの議論の中で議論したものでありますから、今、不適正与信を防止するために加盟店の調査義務と苦情の適切処理義務という、このあたりの整備をどうするかという意味では、本日ここでその方針を決めるということではない、検討課題という意味では触れていただくべきではないかと思えます。これがまず第1点です。

それから2点目として、これは岩下委員からご指摘があったクレジット決済における多重債務のリスクが、現在、現実的に以前に比べて発生していないではないかというご指摘がありました。確かに現時点でいえば、その平成20年改正を議論したときほどの切実性がないということは事実だろうと思えます。

ただ、他方で、現在、キャッシュレス決済を推進するというので、その利用割合を20%

から40%に倍増しようということが国の政策として進められ、しかも、クリックボタン一つで選べる。選べるどころか、後からリボのように、マンスリーから自動的に後リボになるというようなシステムがこれからどんどん広がっていきこうとする、さらにはそこへ向けて新規の与信事業の参入が増えようとしている中で、この問題をどうみるのか。現時点で今後のことを推定するのか、あるいはもっと慎重にこの点は経緯を見守るとするのか、少なくともそういった全体の中で考えていくべきであろうと思います。

これが2点目です。

それから3点目として、これは技術、データを活用した与信審査によって精緻な消費者保護が図られるということが皆さんから繰り返し出ているわけですが、これももっと慎重にみていかなければ、ビッグデータやAIを活用するというのは、今回のこの中間整理にもありますが、カード会社自身がその情報を、必要と思われる範囲の情報を集めて分析するというのではなくて、別のそういったビッグデータ、AIを活用する事業者から情報提供を受けるか、そういうことになっていくのではないかという議論もあります。

そして、自ら情報を仕入れている事業者は自らの取引の範囲で入手した情報であって、債務全体像をみるわけではないというふうにみていくと、一旦その技術・データの活用による与信審査を利用した場合は信用情報の利用は不要だとした場合、どの範囲の、あるいはどういう視点の情報によって分析しているのか、あるいはどういう線引きでそれを収集しているのかというあたりも本当はみていかなければ、事後的に貸倒率がどうなったかということを見ていっても、しかもそれがクレジットに起因するのか、それとも消費者金融に起因するのかといった分析もとなれば、結局、後手後手になるのではないかということが危惧されるわけです。ですから、この点は、技術、データを活用した与信審査というものの事前事後の審査の方法というところでさらに今後議論を慎重に詰めていただく必要があると思います。

最後に1点だけ、4点目として、先ほど、質問として利用限度額の意義をご説明いただき、ありがとうございました。それについて岩下委員から、2月払いの利用限度額とマンスリークリアの利用限度額は別であるということのご指摘もありました。まさしく適切なお意見だと思います。

ただ、カード番号の適切管理義務は、2月払いだけではない、マンスリークリアも含めた義務となっています。そうすると、少額与信でカード番号のリスクが低下するかどうかというときには、マンスリークリアを含めた全体の与信枠で議論していく必要があるのか

など考えました。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

内藤様、お願いします。

○内藤氏　　ありがとうございます。消費者庁の消費者政策課長でございます。

消費者庁はオブザーバー参加でございます。とりまとめの内容、全体構成、個々の内容につきましては、委員の皆様、そして委員長に全てをお任せする立場ではございますが、多重債務問題につきまして一言だけ、恐れ入ります、コメントさせていただきたいと存じます。

ご存じのとおり、多重債務問題につきましては、平成19年当時、多重債務者が200万人を超えるというようなことがいわれたのを踏まえまして、「多重債務問題改善プログラム」というのがとりまとめられまして、以降、関係省庁、あるいは関係業界が現在もこの問題について連携して取り組んでいるところでございます。割賦販売法につきまして、先ほど事務局、委員の皆様からお話ありましたように、平成20年の制度改正等々対策が講じられてございますし、昨今ですと、いわゆるギャンブル依存症の関係、これは平成19年当時は想定されておりましたけれども、脳の一部の変質・変容を伴う疾患であるということが科学的に明らかになったということで、多重債務問題の原因への対策ということで、こちら基本方針、基本計画をまとめて取組を進めているということで、関係者の立場としては、多重債務問題についてやれることは全てきっちりやりたいというのが正直な思いということでございます。

そういった取組の結果、例えば複数、3件とか5件とか、無担保・無保証の借入れのあるそういった人数というのは現在かなり減少しているところでございますし、私どもが把握している全国に寄せられます消費生活相談という件数につきましても減少傾向でございます。平成20年度に10万弱あったものが、現在3万弱程度に減少しているということで、対策の効果は出ているところでございますが、依然として相当数の相談があるというのも重く受けとめているところでございます。

今回の検討に当たりまして、私どものほうに消費者団体から、いわゆる過剰与信の防止といった観点から懸念、反対意見が寄せられているところでございます。この背景にはやはり、FinTech、よくわからないといったような不安感というものも否めないのではないかと思っておりますけれども、多重債務問題につきましては継続的かつ総合的に対策を講じて

いく必要がございます。これまでの議論で委員の皆様からお示しになった懸念については、行政とともに、ぜひ業界のほうも今後一層丁寧な説明を行うことが、世の中、国民の理解を得て制度の設計、運用を円滑に行うために必要ではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。まさにキーワードの「丁寧」というのは非常に大事なところだと思います。多重債務問題は政府全体を挙げて取り組んでいる課題であり、あらゆる省庁に関わる施策であります。その中で、委員の中からも、割販法でやれる部分、強硬法的に義務づける部分と自主的取組として対応していく部分を総合的に考えていくべきであるというご発言もあったところかと思ひます。今ほどの御発言とある意味で響き合う部分もあるかと思ひますし、今後も丁寧な説明をしていくということは当然のことではないかと思ひてございます。

次に、たくさん名札が上がっておりますが、それでは、まず康井様、お願ひします。

○康井氏　　とりまとめ、どうもありがとうございます。一事業者の視点も含めて、一言だけコメントさせていただければと存じます。

まず、決済テクノロジーの進化ですとかサービス主体の多様性を踏まえつつ、いわゆる消費者保護と利便性のバランスを保った内容になっていて、非常に適切なとりまとめ内容になっているのかなあと考えております。今回とりまとめで示された基本的な思想ですとか考え方というのが、現在検討が進められておりますほかの金融関係の某制度の検討にもよい示唆や方向性をもたらすことを期待しております。

あえてコメントを申し上げさせていただきますと、この分野、テクノロジーの進化が非常に早い分野でございます、海外のサービスですとか制度の進展というのが恐らく我々の想定以上に早く進んでいる分野でございます。今、具体例は避けまされども、ご案内のとおり、かなり多くのものが海外でどんどん日々出てきております。このサービスと規制というのは恐らく表裏と申しますか、やはりセットで考える必要があるのではなかろうかと。今まさに、FinTech、よくわからないとございましたが、まずは国内で申しますと、FinTechといつても、この分野、そんなに多くのものが、出てきていないというところとちょっと語弊がございますが、まだまだアーリーなフェーズなのかなと思ひてお申しまして、海外に目を向けるとかなり多くのものが今もう既に出てきてお申しまして、それを規制の面でというところで海外を勉強するのももちろんですけれども、もう少しサービス面も含めて、具

体的にどんなサービスが出てきていて、どのような活用がされていて、それに伴ってどういう規制ですとか法整備が行われているのかというのをもう少し、国際競争力とはいわないですけども、海外の動向も含めて目を向けながら、それに合わせて必要に応じて、本件もフォローアップですとか見直しが行われていけばよいのではないかなと思っております。

以上になります。ありがとうございます。

○山本委員長　今回はスケジュール的に海外法制の調査が十分まだできていないのかなと思われませんが、我々の視点からいいますと、海外法制において、支払可能見込額調査を絶対やらなければいけないとか、信用情報機関への登録・照会を一律にしなければいけないと、法律、政府規制で義務づけているというのが、今の一般的な姿なのかどうかを調べ、そのあたりを踏まえた上で、冷静に議論したらいいのではないかということは、私も感じておるところであります。今後の課題を御指摘いただいたと思います。

次に、辻様、お願いいたします。

○辻氏　ありがとうございます。私もオブザーバーという立場で、今回つくっていただいたものは本当にいろいろなディスカッションがうまく入れられていて、素晴らしい回答をつくっていただいたなあと思って感謝申し上げます。

新経連であるとかマネーフォワードの社長として、事業所の立場として私もちよっと違う観点を3点ほどお話しさせていただければと思いますけれども、まず1点目が、今回のこういう議論というのは基本的にユーザーの利便性と経済活動の活性化と、あと大事な顧客保護、消費者保護、このバランスをどのようにとっていくかということだと思っております。その上で、事業者はユーザーの利便性であるとか収益みたいなところにちよっと行き過ぎなので、どうしても顧客保護であるとか消費者保護といったものがちよっとないがしろになる、インセンティブ構成としてリスクがあるなど。なので、どこまで許容できるかというか、ゼロ件にするのは難しいと思うのですけれども、発生率であるとか金額であるとか、きちんとコントロールしなさいという範囲がどこまでなのかというのを、日ごろのディスカッションを聞きながら、非常に事業者としてのモラルであるとか、意思決定のところでしっかりと意識をもたないといけないなあと感じました。

一方で、事業者はそのインセンティブ構成があるので、ユーザーの利便性と経済活動の活性化というのは比較的進むと思うのですが、一方で、そういう指定信用情報さんであるとかそういったところは、顧客保護とかインセンティブ構成のところ、例えばスピード

感であるとか、ユーザーさんに本当に今すぐ欲しいときにサービスを提供するとか、そういうところのインセンティブ構成がどうしてもできないので、その辺は行政としてユーザーさんにより便利なサービスをすぐ使えるようにするという世の中をどうつくっていくかというのは必要なかなあとと思います。

FinTechというのは、いつも吉野屋の牛丼みたいだなあと思うのですけれども、安い、早い、うまいというのが、安い、早い、便利という3点が確立されて初めて、ユーザーさんに便利で、より経済活動が活性化されるサービスができると思いますので、早いというところが結構論点として抜けることが非常に大きくて、スピード感というのは大事なポイントなのかなあとと思います。

2点目ですけれども、今回の割賦販売法のところの手前としてのデジタルイゼーションみたいな大きな流れがあると思っております。二村先生おっしゃったデータ規格の統一はまさに行政のリーダーシップだと思いますし、なかなか民間が思い切ってできないようなデジタルイゼーションのところを、国としてKPIをもってしっかり進めるというのはすごく大事なのではないかなあと考えています。なので、プラスチックのレジ袋を廃止するみたいな話もありますけれども、例えば紙の明細はどうしても、業者さんだと、送れといわれた人には送らざるを得ないので、なかなか個別では意思決定できないですけれども、基本はネット明細にしましょうとか、完全電子化を進めましょうとか、あと、オープンAPIに関して、これはSociety 5.0とか第4次産業革命においてはメールアドレスみたいなもので、当たり前の必要なことだと思うので、それをしっかり進めましょうであるとか、そういったKPIの設定が必要ではないかなあとと思います。

すみません。長くなってしまったのですが、3点目は、康井さんおっしゃった海外との競争の視点というのがやはり我々事業者としては非常に危機感がございまして、どうやれば、我々、この日本としてグローバルに輸出できるサービスをつくるのか、どういうルールができれば、顧客保護、消費者保護できながらイノベーションが進むのかという観点により議論できればいいなあと考えていまして、どうしてもサービスの進化的に、より便利で使われれば使われるほどデータがたまって、悪い点も見つかりますので、改善が行われますと。なので、自動運転もそうですけれども、どんどん進めれば進めるほど、そのサービスが先に行くことができますと。

中国とかをみていると、かなり先にいってしまっていて、中国、当然デメリットもたくさんあるので、中国がベストケースだというつもりは毛頭ないですけれども、そこをみな

がら、どうやったらデータ利用が進み、どうやったらユーザーさんが使うサービスの革新が進むルールができるのかというのが、平成30年間でかなりソフトウェアの世界では遅れをとった日本として考えないといけない点なのかなあと思っています。

ここは、先ほどおっしゃったように、本当に早いので、事業者と官民のコミュニケーションであるとか、こういう場合はこのようリスクが起きましたとか、ではこうしましょうとか、そういうちょっと回転を上げていく必要があると思うので、情報共有であるとか知識の共有であるとか、コミュニケーションが大事なのかなあと思っております。

ちなみに、我々、内藤さんおっしゃった、テクノロジーが苦手な方とか、そういった方をどうサービスで使っていただけるようにするかというのは本当にこれからの課題だと思っていて、これもユーザーエクスペリエンスということで、高齢者であるとか、我々、認知症をデータからどうやって見つけるかとかやっていますけれども、その辺は今後の、高齢者でも使えるFinTechサービスをつくるというのはFinTech事業者全員の大きなチャレンジであり、大事なポイントかなあと感じました。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、丸山様、お願いします。

○丸山氏　　まずは、この中間整理をまとめていただき、ありがとうございます。これまでの経緯、消費者保護という話、私もずっとカード業界にいたものですからよく存じ上げているのですが、それを前提としつつも、そこにとどまることなく、新しい時代に向けた非常にバランスのとれた内容になっているのではないかなと思ってございます。内容につきましては、皆様ご議論いただいておりますので、今後どう進めるかのようなところで少し我々のほうからご提案といいたいでしょうか、ご協力できる部分もあるかなと思っております。

先ほど来、今後、キャッシュレスが進む中でテクノロジーをもっと活用しようということで、APIのお話が出ております。我々FinTech協会は、キャッシュレス推進協議会でAPIのドキュメントをまさにとりまとめた立場でもございます。今回のAPIのドキュメント化の範囲はあくまで現状ベースでしたので、カード業界さんとお話ししていく中で、実は今後、本人認証を効率化していこうといった次の段階の話題も出ています。これはある意味、キャッシュレスの世界において不正利用を防止する側面などからも、現状業務のAPI化だけでなく進んだ環境を準備しよう、これに関してFinTech、カード業界ともに、

例えばAPIを用いた認証手続きや、本人確認の依拠を検討していこうといった話も出ております。

それに伴って、例えば今後、スコアリングや与信に関しても、FinTech企業が独自で行うだけでなく、先ほど来あるとおり、FinTech企業がスコアリングのデータを決済業界にご提供することもあるでしょうし、逆に、信用情報機関ですとかクレジットカード会社さんの過去の履歴、これを数値化して、逆に我々が使わせていただくようなことも起こり得ると思います。そういう意味では、APIを今ある参照とか更新といわれるようなものではなくて、APIエコノミーを前提にどのように連携していくのかということは今後一緒にご協力、ご検討させていただきたいと思っております。

こういったAPIエコノミーを前提とした議論が、先ほど二村先生、田中先生からもありましたが、性能規定の行政のコストを下げるとか、対話をしていく部分にも資する部分あると思いますので、我々、FinTechサイドもぜひそういった対話の場に参加させていただきながら、割賦販売に限らないAPIの使い方、それから、与信やデータの使い方なんていうところを一緒にご議論させていただければと思っているところでございます。

私からは以上です。

○山本委員長 続いて與口様、お願いします。

○與口氏 ありがとうございます。技術革新ですとか、あるいはFinTechなど新規の事業者の参入といった時代の要請に対応した規制のあり方について柔軟に考えていこうということにつきまして、今回の委員会の検討は大変意義のあることだと考えております。

一方で、非常に新しい動きに対して検討するということになりますので、どうしても概念といいますか、それぞれの委員の方々の思い描いている内容で議論せざるを得ないということもあったのではないかと考えています。もし今後、より具体的な規制のあり方について議論していくということであれば非常に難しい面があるのかもしれませんが、実際にどういうビジネス、あるいは消費者のニーズに基づいたビジネスモデルを想定して規制しようとしているのかが、委員の皆様方の間である種の共通認識をもって議論ができるようなやり方というのがよいのではないかと考えております。皆さんが問題がないと思って議論したことが、想定外のビジネスモデルによって思わぬリスクを生じるということがあると非常に問題ではないかなという危惧もございますので、ご指摘させていただければと思います。

例えば、10万円以下の限度額について、月額給与の範囲内で支払われるというその考え

方と、支払いを分割で支払うという行為が消費者のどういうニーズに基づくものなのか、あるいは提供する事業者さんのどういう戦略に基づくものなのかということについて、戦略なんていうと非常に差しさわりがあるかもしれませんが、そういうものを少しでも具体的な形で議論できたらいいのではないかなと思っておるとというのが1点目です。

それから、先ほど来API連携の話が出ております。何回か前の小委員会で私がお質問という形でクレジット業界のAPI連携の話は義務化する気があるのですかといった質問をしたことに対するご指摘かと思えます。決してクレジット業界としてAPI連携に後ろ向きであるということではございませんので、その辺は誤解なきようにしていただければと考えております。申し上げたかったのは、APIの議論をしようとしたときに、それをクレジット業界としては、必ずしも体力が大きいところばかりではございませんので、義務づけられると、銀行さんのように、接続義務がある種スタンダードだといわれてしまうと、戦略的にいろいろ事業者さんと差別化を図りながらAPI連携をしていきたいと考えている事業者さんにとって、ある種、競争から外れてしまうということがあるということもあって申し上げたということです。先ほど丸山さんからありましたように、業界としては使えるものはどんどん使って事業を発展させていきたいと思っていますので、API連携について決して後ろ向きではないということが2つ目でございます。

最後でございますけれども、マンスリークリアの件に関して池本さんのほうからご指摘があつて、私自身も、横断化法制の中でその部分が取り残されるということに対する危惧感は何回か前のこの小委員会でも発言させていただいたと記憶しております。リスクを考えると金額のほかに期間というものがあるということは重々理解はしておりますが、期間ということを経験するとマンスリークリアということにどうしても目線がいつてしまうので、そのところは今まで若干議論を避けてきたというところはありますけれども、同じ後払いという概念でも、金融庁さんなんかの場合は、一旦購入したものを後から分割するというよりも、都度、送金のようなもので支払っているものを後でまとめて払うというのをポストペイとってたりします。同じように、後払いだといっても、そのリスクとかそのやり方によって大分内容違ってまいりますので、この辺は十分慎重な議論をした上で、避けられないということであれば何らかの考え方を示していく必要があるのではないかと思います。以上3点、申し述べさせていただきます。

○山本委員長　　ありがとうございました。

続きまして、青柳様。

○吉川氏（青柳氏代理） 青柳の代理で参っております吉川と申します。私ども、既に後払いのサービスを開始した事業者として、3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、この議論の大前提になっているところかと思えますけれども、後払いサービスについて、今いかにルールをつくっていくかということを議論しておりますけれども、この後払いのサービスというのは、私ども、極めて消費者のニーズが高いサービス、これから成長していくサービスだと思っております。

一般論として、収入と支出のタイミングにずれがある中で、消費・支出をスムーズ化していくということ自体は極めて消費者の利便性を高める部分があると思えます。今後、制度の細部を詰めていく議論に入ると思うのですが、その際も、このようなサービスの重要性について念頭に置きながら検討が進んでいくことを期待いたします。

それから2点目でございますけれども、ビッグデータに基づくリスク管理について、では具体的にどういうことが行われているのか、どれぐらいの精度でリスク管理ができてなのか、こういった具体的なところがみえてこないとなかなか適切なルール設計というのは難しいかなと感じております。この中間整理まではここまでの議論だと思うのですが、さらに細部を詰めるときには、私どもも、適切なルールメイキングに資するよう、できる範囲でしっかり情報提供してまいりたいと思っておりますので、引き続き検討に参加させていただきたいと思っております。

それから3点目でございますけれども、啓発の話が出ておりました。まさに消費者の方々の安全を守るという意味では、一つの特定の措置に頼るというよりも、リスク管理や与信モデルをしっかりやるということに加えて、啓発等も含めた総合的な対策が重要だと認識しております。啓発活動は、そうした総合的な対策のうちの重要な要素だと認識しております。これまで、消費者庁の皆様、日弁連の皆様、それから先行する事業者の皆様などでさまざま啓発の活動をやっているところと認識しております。私どものような新しくこの分野に参入してきた事業者も、うまく連携させていただきながら、教えていただきながらしっかり啓発を進めていきたいと考えております。

少し各論になるのですが、沢田委員からご指摘ありました報告書の23ページの(支払い忘れ等による)極めて少額な債務の延滞履歴という部分について自社の状況についてお話をさせていただきます。支払い期限を超過した方に対して、スマートフォンのアプリ上で、期限超過していますよと通知すると、かなり短期で、ほとんどのお客様から、支払いをしっかりといただいている現状がございます。実態としては、通知があればすぐにお

支払いいただける方が多いのは、支払い忘れなどの要因に起因するものが多いことを示唆していると認識しております。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、沖田様、お願いいたします。

○沖田氏　　3月の第21回のほうでは発表させていただきましたけれども、今回から関係メンバーとして参加させていただきます沖田でございます。もう既に各先生方のご発言と重複ありますけれども、3点申し上げたいと思います。

1点目ですけれども、先ほど岩下先生からもありましたように、多重債務ですとか、そういう具体的な被害者がいらっしゃるという事案については、これは極めて残念なことでありますけれども、一方で、議論の中で、こういった直接の被害者がいらっしゃると、やはりそこに光を当てやすい一方で、具体的な被害は発生していないようなサイレントマジョリティというか、大多数の方々の機会損失、こういった部分についても同様に、これは非常に重要なものと認識しております。

前回発表のときにも、日本においてはいわゆるアンダーバンクドという方はいらっしゃらないとよくいわれていますけれどもというところでしたけれども、先ほどメルペイさんのお話のように、実際の事例をみると、十分金融の機会が提供されていないのではないかというような方々も現にいらっしゃるわけでございますので、過度な消費者保護の結果、そういった大多数の方々に、例えばそういったアンダーバンクドというような、金融サービスが不十分であるというものが生み出されてしまうとすれば、これは大変不幸なものではないかと思えます。

そういった意味では、大多数の利益が毀損されるような仕組みは避けるべきだということで本委員会も議論進んでおると思いますが、こちらの中間報告もその方針でまとめられていらっしゃると思うのですけれども、これは繰り返しになりますけれども、大事な観点ではないかなと考えております。

少し別の観点では、先ほど辻さんもおっしゃっていたような、利用者の明細の電子化というところも同様でございます。これも紙でないと絶対嫌だという方を過度に守り続けるとどうしても社会コスト全体が増大してしまいますので、そういったところもバランスをとった考え方が必要ではないかなと思えます。

2点目は、今の部分とも少し重複するのですけれども、やはり直接的な消費者保護に議

論が集中してしまっておるかなというところでございまして、先ほど康井さんの話のように、諸外国と比べますと、日本の消費者、事業者だけが便利で安い、そういったサービスが利用できていない、提供できていないという事例も散見されますので、そういったものを排除していくというところは重要だと思います。

そういう意味で、第3節の決済情報の利活用というところですね。こちら、そういう意味では、これまでの議論の中で議論としてはそこまで十二分な時間とれていないのではないかなという印象を受けます。例えば池本先生からもご指摘あったような与信額の管理というところも、例えばAPIを提供されるとリアルタイム与信って非常にしやすくなりまして、そういった意味では、島貫さんおっしゃったような、オフラインでの取引というのが少なからず残っているのですけれども、こういったものを技術革新によってより減らし得るというところはあろうかと思えます。そういった意味では、3節の決済情報の利活用同様に、4節についても、より厚みのある議論のお時間をとっていただくというところを期待いたします。

最後、3点目ですけれども、これは今回の議論から外れるかもしれませんが、第5節の中でも、書面交付に関するようなところで、高齢者ですとかデジタルデバイドの部分、触れていらっしゃいます。先生方のご意見の中にもあったかと思えますけれども、これに関しては、先ほど渡辺先生から海外の事情についての部分をございしましたが、ちょうど私も一昨年、視察に参らせていただいたので少し申し上げますと、スウェーデン、最大手行の一つは、金融機関は一定の金銭をもたないといけないという事例をご紹介されていらっしゃいましたけれども、ある大手の金融機関というのは、首都圏に十数カ店ある中で、実際お金もっているのはそのうち2カ店だけというような状態でございます。

何を申し上げたいかという、一般市民もほとんどキャッシュレス進んでいまして、逆に店舗も、それから銀行も進んでいるというような形でございます。そういう意味で、現金の強制通用力って事実上ほとんど機能していないような状況でございまして、翻って、日本はそういったところまではまだかなり開きがある状況でございますので、そういった意味では、海外の事情も非常に参考にはすべきですけれども、それと同様に、日本として、高齢者、デジタルデバイド、それから、渡辺先生もおっしゃられた弱者への保護というところを、これは本委員会でする必要は当然ないのかもしれませんが、議論していかないと、なかなか社会全体として効率化を進めていくという中での実効性を欠きやすいのかなというところで、補足を申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございます。

続きまして、柳川委員、お願いします。

○柳川委員　もう残り時間ないので、手短かにやらせていただきます。

慎重かつ丁寧な議論をする必要があるというのはまさにそのとおりだと思うのです。特にこういういろんな変化の中ではそこはとても重要なことだと思います。ただ、慎重かつ丁寧な上に、スピード感が落ちてしまうといけない。これは何か自分の首を締めているような感じもするのですけれども、報告書でも随分最後のほうで迅速にと書いてありますけれども、やはりスピード感をもって対応していくということが重要で、これは仕様のほうから、事業者の立場からお話がありましたけれども、事業者の立場だけではなくて、消費者の立場からみても、消費者の利便性や保護の観点からみても、変化していく中では、現状維持し続けることが必ずしも消費者の利便性や保護の最大化にはならないのだという認識のもとで、やはり変化に合わせて迅速な判断と議論をしていく必要があるということだけ最後に申し上げたいと思います。

○山本委員長　ありがとうございます。スピーディに物事を進める中で丁寧にステークホルダーに説明していくことが大事だということかと思えます。

皆様から活発なご意見をいただきましたが、そろそろ、時間の関係もありますので、このあたりで締めくくりたいと思います。最後に、どうしても一言発言したいという方がおられましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、本日は多様なご意見が出てまいりました。その中で一部修正にかかわるご提案等をいただいた発言もあったかと思えます。そうしたものにつきましては、発言された委員と調整し、最終的な形とすることが必要になりますので、その点につきましては委員長である私にご一任していただければありがたいと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございます。それでは、ご一任いただきましたので、私のところで責任をもって最終的な中間整理の形とし、今月中をめどに公表してまいりたいと思います。

この委員会は、2月に審議を再開して以来、毎回盛りだくさんの内容を扱わなければいけない強行軍の審議でございましたが、何とか本中間整理にたどり着くことができました。

もとより、まだ課題は残しているとは思いますが、販売信用分野における今後の日本のマーケットデザインはどうあるべきかを考えるに当たって出発点となり得る整理となったのではないかと考えております。

これもひとえに、タイトなスケジュールの中で、良い意見をたくさんお述べいただいた委員の皆様のご協力のおかげと感謝しております。議長といたしまして、ご協力に厚く御礼申し上げます。

では最後に、藤木商務・サービスグループ審議官からご挨拶をお願いいたします。

○藤木商務・サービスグループ審議官 藤木でございます。

これまでのご審議、本当にありがとうございました。今日お話をお伺いしておりますも、とりまとめだけでも、今後の宿題は山盛りということで、この夏、随分いろんなことをやらなければいけないという感じで聞かせていただきました。まさに、最後、柳川先生にお願いいただいたように、慎重かつ丁寧にやりながらも、しかし、スピード感をもってやっていかなければいけないということだろうと考えております。

それからもう一つ、今回の審議を通じて感じましたことは、規制法ということで、規制する側、される側、そしてそれで守られる側ということで、立場立場は、当然法律のたてつけ上あるのですけれども、ルールをつくっていく、あるいはルールを執行していくということにおいて、それぞれいい意味での協力関係というのなしにはできないということだと思います。消費者の皆さんから信頼していただく法制をどうつくっていくか。事業者の方に頼っていただける法制をどうつくっていくか。こういう技術革新の時代ですから、バイパスしようと思えば幾らでもバイパスされてしまうという中であって、この割販法なり、規制法一般ですけれども、こういうものいかに信頼を置いていただくかということが非常に重要なかなと考えておまして、まさに今日もご指摘いただきましたRegTech・SupTechみたいな考え方というのは1つ大変重要な考え方なのかなというのも、今日ご議論を聞いていて思っていたところでございます。

今日いただきました宿題をしっかりと我々煮詰めまして、また皆様のご意見を伺って、具体の形をどのように構築していくか、さらにご意見を賜ればと思う次第でございます。いずれにしても、今日に至るまで、さまざまご意見、あるいはインプットいただきましたことを感謝申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして当小委員会を閉会いたします。

—了—